

## ケアの倫理と当事者意識： 多様性の社会哲学として

*Ethics of care and sense of ownership: Social philosophy of diversity*

宇野 重規

●東京大学

伝統的に政治理論で前提とされてきたのは、「自立した、他者に依存しない個人」であった。一例を挙げれば、社会契約論にしても、一人ひとりの個人が自由であるためには、伝統的な社会の身分制的な拘束はもちろん、多様な社会のしがらみから解放されることが必要であるとされた。代表的なのは、ジャン＝ジャック・ルソーであろう。ルソーは『人間不平等起源論』において、社会に存在する不平等がなぜ生じたかを探った。彼によれば、自然状態において、本来、人は自己保存の本能と、他者の痛みに対する本能的な憐みの感情を持つのみで、それ以上には人と人とを結びつけるものは存在しなかった。ところが、いつしか人々の間に相互依存の関係が生まれた。いったんこの関係が生まれると、人と人の欲望が結びつき、個人はそこから抜け出せなくなる。やがて所有権が打ち立てられ、支配と服従の連鎖が社会を覆い、人はその鉄鎖の下で従属した。このようなルソーのロジックからすれば、他者に依存することは従属と結びつくがゆえに、端的に悪であった。

フランス革命中の1791年、ル・シャブリエ法が成立したのも、このような論理の延長線上にあった。封建社会における同業組合(ギルド)を廃止するばかりか、労働者の団結を禁止する法律として悪名高いが、伝統的な身分制はもちろん、特定の利害を共有する関係者が結びつくことを恐れたものであった。人が人に依存すれば、自由な判断ができなくなる。やがて従属関係に陥り、社会から自由が失われるだろう。必要なのはむしろ、他者に依存することなく、自立し、自分の意思によってのみ判断できる主体だけだ。そのような主体が社会契約の当事者になり、新たな共和国の市民となる。それを阻む一切のしがらみや依存関係はすべて破壊しなければならない。フランス革命において女性の市民権が否定されたのも、夫に従属して、自立した判断の主体ではないという理由によってであっ

た。

しかし、はたして社会を構成するのは「自立した、他者に依存しない個人」だけだろうか。他者に依存して生きることは本当に悪なのだろうか。

現代政治理論における「ケアの倫理」はむしろ、すべての個人は脆弱であり、生まれてから死ぬまで、他者に依存することのない人間は存在しないことから出発する。生まれたばかりの赤ん坊は自分の力では生きていけない。長期間にわたって親などの大人に守られて、はじめて自立した存在に成長する。一方、歳をとればやはり、周りの人間に支えられて生活せざるをえない。いや、自立しているとされる年齢においても、人は多かれ少なかれ、人に助けられて生きていく。その意味では、人間は生まれてから死ぬまで、必ず他者に依存して生きていく生物なのである。

その意味では、他者に依存することは、何ら主体的な人間のあり方を損なうものではなく、むしろすべての人間にとって必然的な条件でさえある。人間とは、他の人間を支え、そして支えられて生きていく存在なのである。「ケアの倫理」は、そのような視点から、これまで「自立した、他者に依存しない個人」ではないとされ、公的領域から排除されてきた主体を、あらためて政治に包摂することが目指してきた。

さらに、伝統的な政治理論では、子育てや介護の問題は、典型的に「私的」な事柄とされた。政治とはもっぱら「公的」な問題を対象としており、「私的」なものは、個人や家族の領域に限定されるべきである。両者の間には明確な一線が引かれなければならない。このような論理に基づき、「公を私する」ことは、政治的に最も否定されることとされたのである。しかしながら、現在、第二波フェミニズムのスローガンである「個人的なことは政治的である(The personal is political)」が示すように、これまで私的とされたテーマが持つ政治性にこそ、注目が集まっている。その意

味で、支援を求める人にケアを提供する行為もまた、政治的にも価値あるものとして承認されるようになってきている。介護保険の制度化もまた、このような変化と無縁でない。

その上で今日さらに求められているのは、「当事者(オーナーシップ)」の意識である。自分のことは自分で決定したい。そのような欲求は、他者の支援を受けている個人についても同様に当てはまる。すべての個人は、その個人の条件において、社会から必要な支援を受け、その上でなお自分らしい生き方を決定できなければならない。「私は私が必要とするものを、専門家を含む他人ではなく、自分自身によって決めたい」という思いを承認することから、当事者主権の論理が生まれる<sup>1)</sup>。

さらに、すべての個人が、それぞれに必要なもの(ニーズ)を、特定の個人の負担ではなく、社会全体として支えていくための社会哲学が求められている。ジョン・ロールズによって礎を定められた現代政治哲学もまた、すべての個人のニーズを充足することを「公正としての正義」の論理の上に正当化することを目指している。多様な条件の下に生きる諸個人が、

公正な社会の平等な一員として生きるためには、いかなる社会制度や社会保障政策が必要になるか。そのような社会の原理を、すべての市民の同意の下に定式化することを目指す政治哲学は、同時に、自分とは異なる他者の必要を承認する「正義感覚」をいかに社会に涵養するかに腐心してきた。

今こそ、自分の人生の「当事者」であるという意識を持つことができる社会のための考え方を、政治哲学による理論的研究と看護倫理の現場の経験の蓄積と融合すべき時期である。そのことは医療や看護の場をめぐる状況の改善のみならず、私たちの日常生活全体における、一人ひとりの人生の「当事者性」を増大させることにもつながるはずだ。多様な条件の下で生きるすべての個人が排除されることなく、自分の人生の主人公であるという感覚を持てる社会を構築することが共通のゴールとなる。

#### 文 献

1. 上野千鶴子, 中西正司, 当事者主権. 東京: 岩波書店: 2003.